

「八戸市立根岸小学校いじめ防止基本方針」改訂の概要

令和元年7月10日

1 改訂の趣旨

「いじめ防止対策推進法」では、法の施行から3年をめぐり、必要に応じて見直し等を行うこととなっており、国及び県の改訂を受け、八戸市においても、令和元年5月に「八戸市いじめ防止基本方針」が改訂された。このことを踏まえ、いじめ防止等のための対策を一層推進するため改訂を行うものである。

2 主な変更・追加点

(1) いじめの定義【変更】

けんかであってもしっかり調査して対応する。

軽微な案件はいじめという言葉を使わず指導するなど、柔軟に対応しながらも、いじめとして情報共有する。

(2) 学校が実施すべき取組【修正・追加】

- ① いじめ防止対策のための具体的な指導内容のプログラム化を図る。(年間計画の作成)
- ② いじめの適切な対処等のあり方についてマニュアルを定める。(マニュアルの作成)
- ③ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価に位置づけ取組の改善を図る。
- ④ 児童、保護者及び関係機関が、学校いじめ防止基本方針の内容を確認できるよう、情報提供に務め、必ず年度はじめに説明する。
- ⑤ 学校いじめ防止委員会が実効的に機能するよう、情報の収集と記録、共有を行う役割を機能させ、組織的に対応する。教員が児童や保護者の訴えを抱え込んだり、個人で判断したりしない。
- ⑥ いじめを行った児童の立ち直りを支援する。

(3) いじめ解消の定義【追加】

いじめの解消は、「いじめに係る行為が3か月以上、止んでいること」、「いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件を満たすこと。

(4) 重大事態への対処【追加】

- ① いじめの重大事態については、市の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)」により適切に対応する。
- ② 児童または保護者からの申し立ては、学校が把握していないきわめて重要な情報がある可能性があることから、調査しないまま、いじめの重大事態ではないと断言しないこと。

※ 根岸小学校ホームページにおいて基本方針を公開する。

「八戸市立根岸小学校いじめ防止基本方針」

令和元年7月 改訂

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめは絶対に許されない行為であること」を十分に理解し、「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる「いじめのない学校」をつくるために、「八戸市立根岸小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作ります。
- 児童、教職員の人権感覚を高めます。
- 児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- いじめ問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

1 「いじめ」とは（いじめの定義～いじめ防止対策推進法を参照して）

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

<いじめと定義される4つのポイント>

- ① 行為をしたAも行為の対象となったBも児童であること
- ② AとBの間に一定の人間関係があること
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたりいやなことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること
「力の差（強いものが弱い者に対して）」「継続的」「意図的」「深刻」などの要素は含まれない。

<例>

- ・Bがいじめと感じている。（すぐ仲直りして遊べない。仲直りしても心の底で苦痛や不安を感じている。仲直り後の経過を確認するために担任が声をかけたとき不安感がある。）
- ・Bの保護者から「いじめられている」と訴えがあり事情を聞いてそうであった。
- ・BからAが「ぶつかってきた」と訴えがあり、Aが謝ってもBに不安感が残っている。

2 いじめを未然に防止するために

<児童に対して>

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・「わかった！できた！身についた！」が実感できる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の時間や学級指導の時間を通して育む。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を児童が持つようさまざまな活動の中で指導する。
- ・見て見ないふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、他の先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。

<教員に対して>

- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童が自己実現を図れるように、子ども一人一人が生きる授業を日々行うことに努める。
- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道德教育や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもっていることをさまざまな活動を通して児童に示す。
- ・児童一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚を持つように努める。
- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識を持つ。

<学校全体として>

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・いじめに関するアンケート調査を年に5回実施し、結果から児童の様子の変化などを教職員全体で共有する。
- ・校長が、「いじめ問題」に関する講話を全校朝会で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと「いじめ」に気づいた時には、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

<保護者・地域に対して>

- ・児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便り、授業参観、青少協全体会等で伝えて、理解と協力をお願いする。

3 「いじめ」の早期発見・早期対応について（「いじめの早期発見・事案対処マニュアル」参照）

<早期発見にむけて・・・「変化に気づく」>

- ・児童の様子を担当をはじめ多くの教員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- ・様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声かけを行い、児童に安心感を持たせる。
- ・アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

<相談ができる・・・「誰にでも」>

- ・いじめに限らず、困った事や悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ・いじめられている児童や保護者からの訴えには、親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢を持って対応することを伝える。
- ・いじめられている児童が自信や存在感をもてるような励ましを行う。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに「いじめ防止委員会」を通して校内で情報を共有するようにする。

<早期の解決を・・・「傷口は小さいうちに」>

- ・教員が気づいたあるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。
- ・事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- ・いじている児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめることをやめさせる。
- ・いじめることがどれだけ、相手を傷つけ、苦しめていることに気づかせるような指導を行う。
- ・いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応に仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。

4 いじめ防止年間計画

月	いじめ防止に向けた取り組み
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・始業式前。前年度資料「指導要録」「個人指導票」等の確認。 ・そうだんカード・アセスの実施と教育相談 ・生活目標の重点事項「あいさつ」への取り組み（毎月実施） ・各学級による年度初めのあいさつ運動 ・指導上配慮が必要な事例の報告と対応への確認（職員朝会、校内研修、内部メール、臨時集会等での報告と対応。随時。） ・PTA総会における基本方針の説明
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・指導上配慮が必要な児童の確認（職員会議） ・地域学校連携協議会における基本方針の説明
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・指導上配慮が必要な児童についての経過報告（職員会議。以後、毎月実施。）
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・そうだんカードの実施と教育相談 ・指導上配慮が必要な児童についての経過報告（1学期最終日の集会での確認） ・個人面談での保護者との情報交換 ・「指導要録」「個人指導票」「スズキ校務への書き込み」等による指導の記録。 ・根岸地区青少年生活指導協議会全体会での取組状況の説明
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題対話集会への参加と報告 ・危険箇所巡視での校外で遊んでいる児童の様子の確認
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・地域学校連携協議会における取組状況等の説明
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・そうだんカード・アセスの実施と教育相談
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談週間
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・そうだんカードの実施と教育相談 ・指導上配慮が必要な児童についての経過報告（2学期最終日の集会での確認） ・「指導要録」「個人指導票」「スズキ校務への書き込み」等による指導の記録。 ・学校関係者アンケート実施 ・根岸地区青少年生活指導協議会全体会での取組状況の説明
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所巡視での校外で遊んでいる児童の様子の確認 ・地域学校連携協議会における学校評価
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・そうだんカード・（アセス）の実施と教育相談
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・指導上配慮が必要な児童についての経過報告（3学期最終日の集会での確認） ・「指導要録」「個人指導票」「スズキ校務への書き込み」等による指導の記録 ・中学校の先生との引き継ぎ ・全員分の児童そうだんカードやアンケートの保管確認 最低でも5年間は保存するものとし、深刻ないじめに当たる可能性があるものについては中学校卒業時期までは保存する。

5 いじめの解消

- ・被害児童に対する心理的・物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、相当な期間（3か月程度）継続している。
- ・被害児童が心身の苦痛を受けていないとこと、感じていないことを本人及び保護者に対し、面談等により確認している。

6 重大事態への対処

- ① いじめの重大事態については、市の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適切に対応する。
- ② 児童または保護者からの申し立ては、学校が把握していないきわめて重要な情報がある可能性があることから、調査しないまま、いじめの重大事態ではないと断言しないこと。

<重大事態の意味>

- ・いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

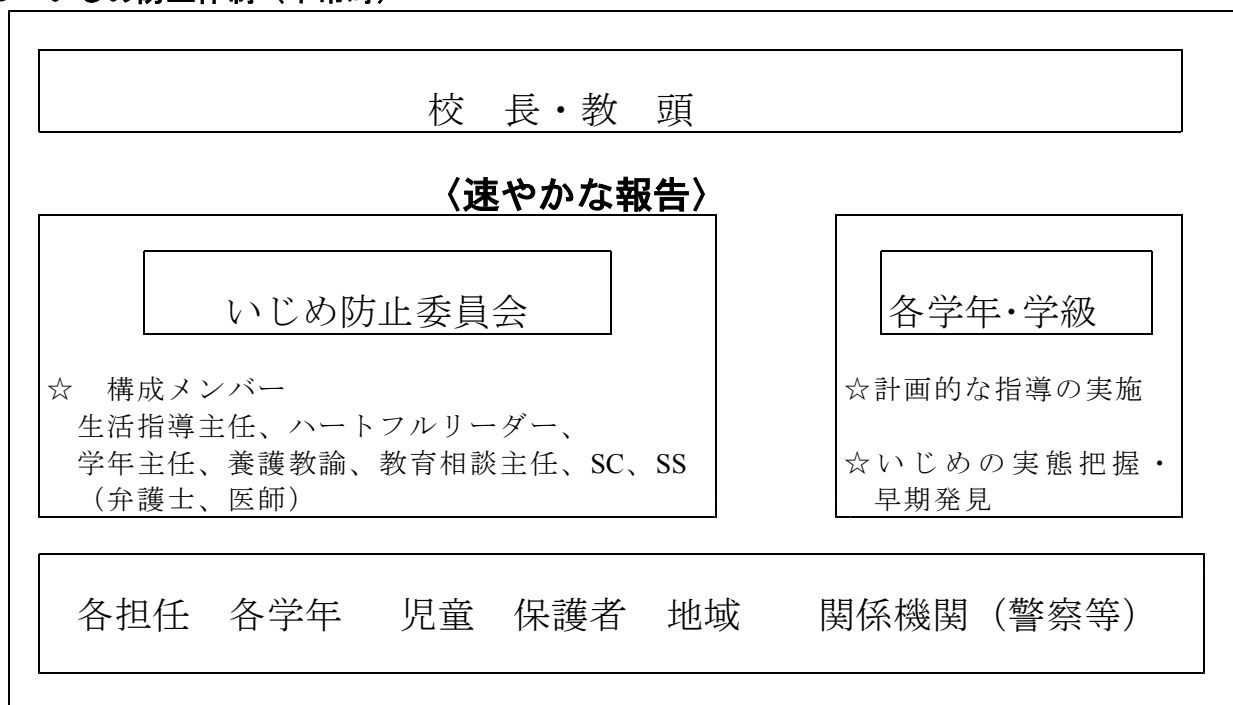
7 校内体制について

- ・校務分掌に「いじめ防止委員会」を位置づける。構成は、校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主任、養護教諭とする。
- ・役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。
- ・いじめの相談があった場合には、当該学年主任、担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報取り扱いを考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- ・必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの教育相談等の活用を図る。
- ・学校評価においては、年度毎の取組について、児童、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。

8 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

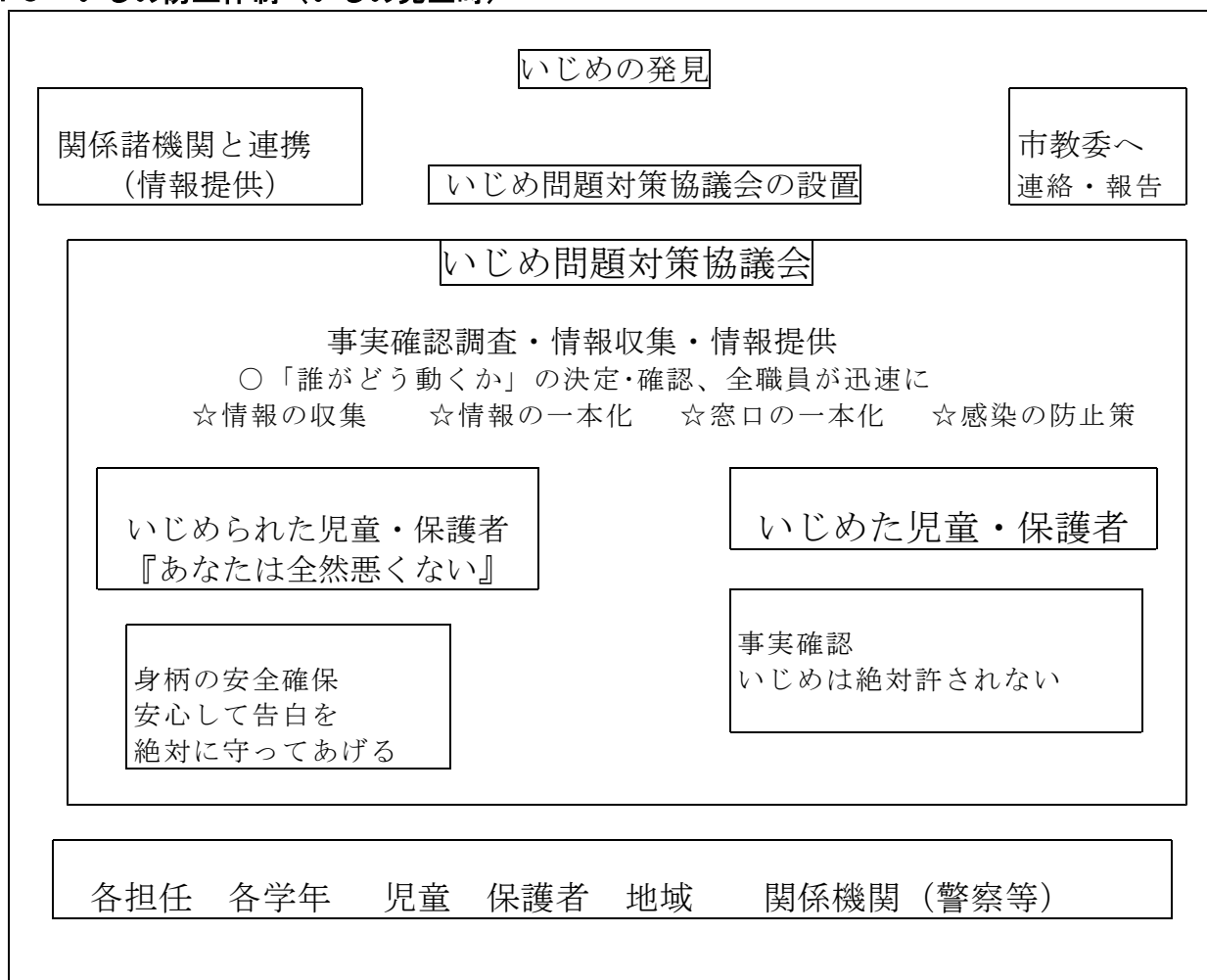
- ・いじめの事実を確認した場合の八戸市教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、法に即して、八戸市教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に動く。
- ・地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTA や地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを奨めることを願います。

9 いじめ防止体制（平常時）



※ 「いじめ防止委員会」を組織し、いじめ防止のための年間指導計画を学校全体で確認する。また、同委員会が保護者や関係機関の窓口となり、日頃から協力体制を構築しておく。

10 いじめ防止体制（いじめ発生時）

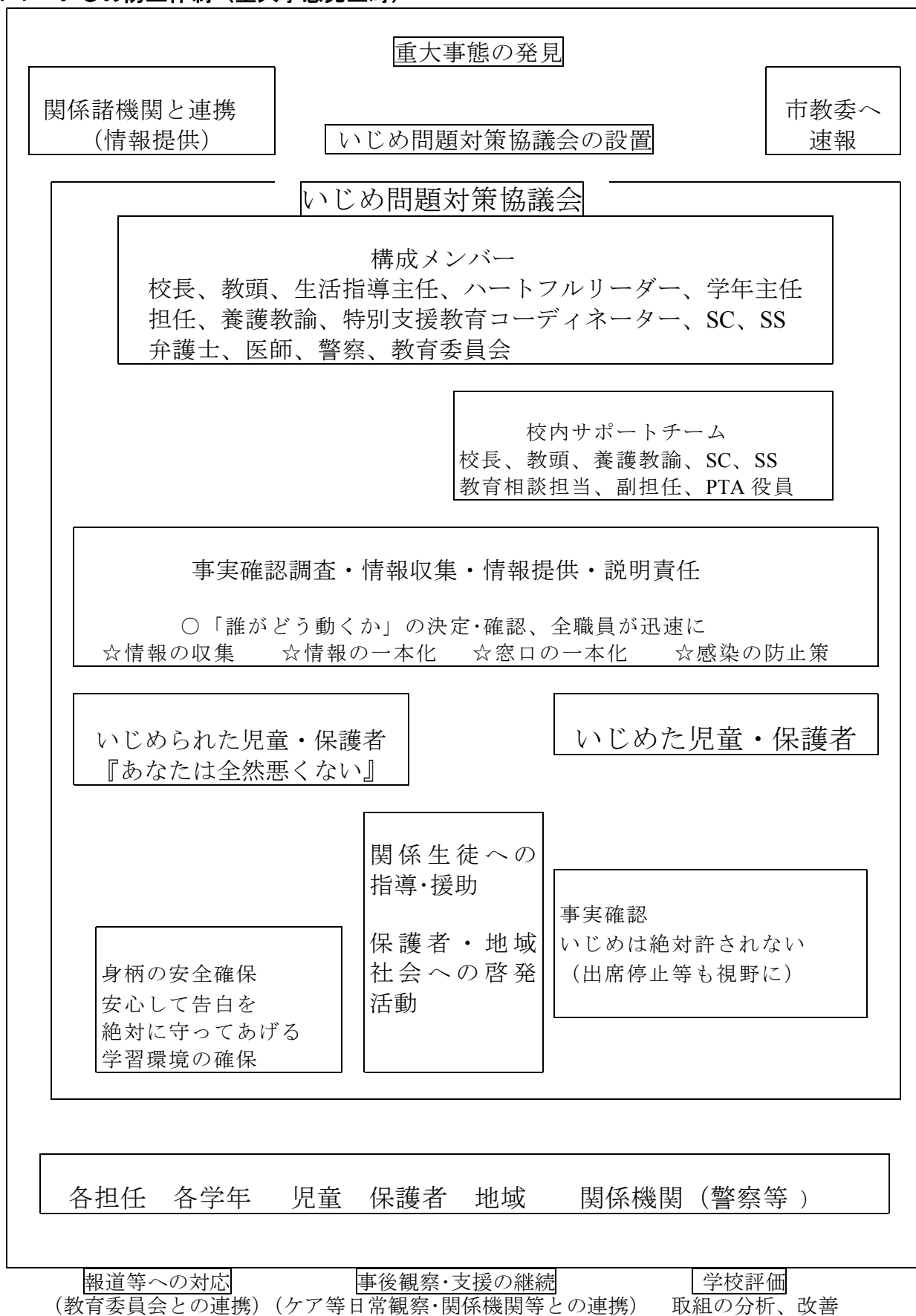


いじめの解消
(継続して情報交換・援助)

事後観察・支援の継続
(日常観察・SC等との連携)

学校評価
取組の分析、改善

1.1 いじめ防止体制（重大事態発生時）



※ 重大事態が発覚した時点で、緊急いじめ問題対策協議会を立ち上げ、組織的に対応する。同時に、校内にサポートチームを立ち上げ、一般生徒等のメンタルヘルス・ケア等を行い、全校児童の不安を解消させる。

八戸市立根岸小学校 いじめ対応マニュアル

◆早期発見

1 早期発見のための手立て

いじめを早期発見するためには、アンケートや個人面談の実施など早期発見のための機会を設けることのほか、家庭地域との連携が大切である。

加えて、児童生徒が気軽に相談できる環境をつくることが重要であることから、日頃から児童生徒をよく観察するとともに、積極的に関わりをもつことで信頼関係を構築することを心がける。

2 個人面談の実施

※実施方法は生徒指導部からの実施要項に掲載

※実施時期等については、別紙「いじめ防止基本方針」年間計画を参照

3 アンケートの実施

※アンケート様式・実施方法は生徒指導部からの実施要項に掲載

※実施時期等については、「いじめ防止基本方針」年間計画を参照

(1) アンケート用紙回収後の対応

- 担任が各クラスのアンケートを回収し、内容を確認後、教育相談を実施する。
- 学年生徒分のアンケート用紙を学年主任が集約し、内容を確認する。
- 全校生徒分のアンケート用紙をハートフルリーダーが集約（アンケート結果を校長・教頭に報告）、保存する。

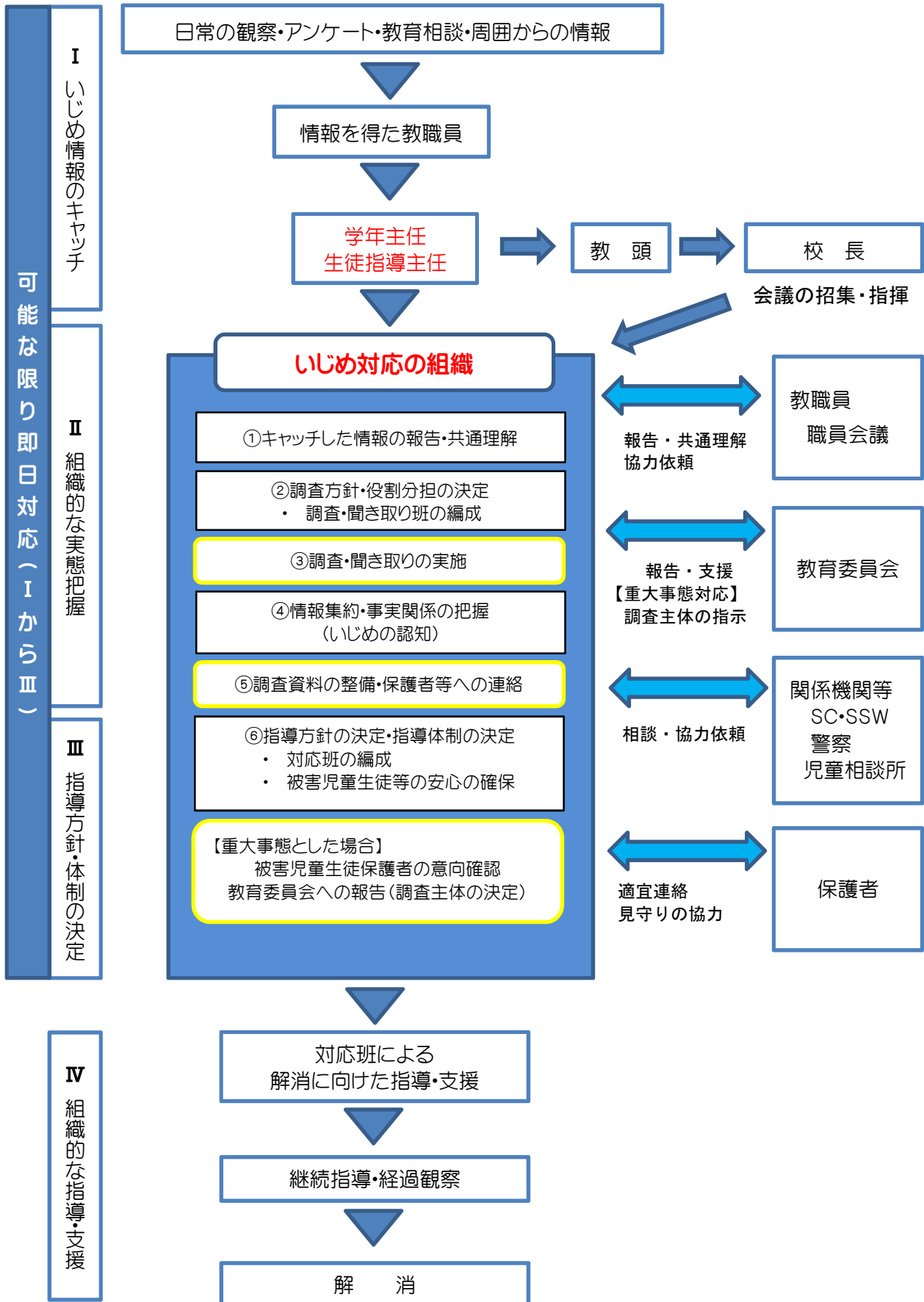
(2) アンケート調査の保存期間

いじめ調査により把握した情報の記録は、設置者の文書管理規則等に基づき、適切に保存する。

■定期的ないじめのアンケート等の管理

- ① 定期的ないじめのアンケート等については、いじめがないという回答であっても適切に保存する。
- ② 児童や保護者から、相当長期間が経過した後、いじめの重大事態の申立てがなされることもあり得ることを踏まえ、最低でも5年間は保存するものとし、深刻ないじめに当たる可能性があるものについては中学校卒業時期までは保存する。

いじめ対応の基本的な流れ(フロー図)



<<いじめ対応の基本的な流れ>>



I いじめ情報のキャッチ

(1) いじめに関する本人からの訴え及び周囲からの通報、教職員の目撃等で、いじめ情報をキャッチした場合は、いじめの内容について、聞き取り等を行い、情報を記録する。

確認する内容

- いじめの内容（いつ、どこで、だれが、だれに、何を、どのように）
- 本人の場合は、心身の状況等確認（ケガやあざ、現在の気持ち）
 - ・苦痛に感じていることは何か。
 - ・具体的にどんな行為をやめてほしいのか。
 - ・今後いじめる児童とどのような関係でいたいのか。
 - ・学校生活の中で配慮してほしいことは何か。等
- この情報を知っている人（観衆・傍観者、保護者等）

◆留意事項

- ① 周囲に気づかれず、落ち着いて話ができるように場所や時間について配慮する。廊下や教室等、周囲の者に見られる可能性のある場所は避ける。
- ② 訴え又は通報してくれた思いや勇気について、しっかりと受け止めて対応する。「よく教えてくれたね。先生はうれしいよ。」
- ③ 通報者を全力で守ることを伝え、安全を確保する。
- ④ 聞き取り記録を残す。（聞き取り日時、聞き取りした者、通報者等、聞き取り内容）
- ⑤ 本人である場合は、その日のうちに保護者連絡を原則とする。

(2) 確認した内容を次の人へ確実に連絡する。

学年主任→生徒指導主任→ハートフルリーダー（いじめ防止推進教師）→教頭

(3) 校長の意を受け、ハートフルリーダーは、早急に「いじめ防止委員会」を開催し、いじめの調査、認知及びその後の事案対処について話し合いをもつ。

◆留意事項

- ① 被害児童及び通報者を守る観点から、緊急いじめアンケートを実施して、情報収集する方法も考えられる。この場合も、被害児童及び通報者への説明を十分に行い、理解を得た上で実施する。

<<いじめ対応の基本的な流れ>>



II 組織的な実態把握

「いじめ防止委員会」の開催【フロー図の①～⑤】

- (1) キャッチした情報を組織の中で共有し、共通理解を図る。
- (2) 関係者の絞り込みや聞き取りのポイント等を確認する。また、聞き取り班の編成や保護者連絡等、役割分担を決める。
- (3) 聞き取りのための体制を確認し、聞き取りを実施する。

【聞き取り一斉の原則】

聞き取りは、児童生徒一人一人を個別に行うことを原則し、できるだけ一斉に行う。
聞き取りの順番は、被害児童後に加害児童を行う。
特に、加害児童が複数いる場合に十分な計画のもとに聞き取りを行う。

確認する内容

- 聞き取りする内容を確認（いつ、どこで、だれが、だれに、何を、どのように）
- 場所（周囲の者に気づかれずに聞き取りできる場所を確保する。）
※不測の事態を考慮し、2階以下の場所を使用する。
- 時間（緊急時以外は、放課後の時間を利用する。）
- 担当者（機械的に担当者を決めるのではなく、児童との関係性を考慮して決める。全職員体制で担当者を決める。）

◆留意事項

- ① 関係する児童の帰宅が遅くなる可能性がある場合は、事前に家庭連絡をする。その場合も、帰宅時刻の見通しを伝え、その時刻前に聞き取りを終える。
 - ② 聞き取りの前に、用便、水分補給等について確認する。
 - ③ 指導と聞き取りは切り分けて行う。事実確認を終える前の指導的な発言は、決めつけにつながり、信頼を損なう。
 - ④ 加害児童が複数いる場合は、相互の聞き取りについて突き合わせを行い、食い違う点や不明な点を確認する。確認を終えるまでは合流させない。
- (4) 聞き取り内容から事実確認を行い、いじめとして認知するかどうかを組織として決定する。
- (5) 関係者の保護者に対して、聞き取りにより確認できた事実経緯を家庭訪問又は電話等で説明する。（※家庭訪問は複数で対応する）
- (6) 議事録を残す。（開催日時、出席者、案件、決定事項等）
- (7) 教育委員会へいじめ事案発生（場合によっては「いじめの認知」）の一報を入れる。

<<いじめ対応の基本的な流れ>>



III 指導方針・体制の決定

「いじめ問題対策協議会」の開催【フロー図の⑥】

(1) いじめの解消に向けた指導・支援のための計画について協議する。

次のことについて、指導・支援の内容と担当者を決めていく。

- 重大事態にあたる事案であるかの検討
- 被害児童及び保護者への対応（支援内容、担当者）
- 加害児童及び保護者への対応（指導・支援内容、担当者）
- 周囲の児童への対応（指導内容、担当者）
- 関係機関等への支援要請の検討（要請の内容、担当者）
- 出席停止等の検討
- 報告書の作成・提出（担当者）

◆留意事項

- ① 被害児童が安心して学べるよう、必要に応じて、加害児童の別室指導等も検討する。
- ② 学校として謝罪の場を安易に設定しない。被害児童、加害児童及び保護者の状況を把握し、十分協議の上で行う。ただし、加害児童の保護者の意思で謝罪を行う場合は、学校として妨げるものではない。

(2) 「臨時職員会議の開催」（全職員体制で早急に対応する必要がある場合）

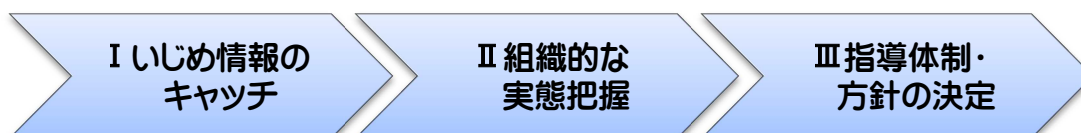
次の内容について伝達・確認する。

- 全教職員への周知と情報共有
- 今後の対応策と役割分担

(3) 議事録を残す。（開催日時、出席者、案件、決定事項等）

いじめの事案対応は、最優先の業務です！

いじめ情報のキャッチから指導体制や指導方針を決定するまでは、即日に対応することを原則とする。



特に、被害児童及び保護者は、不安な気持ちであることから、今後どのように対応していくかについて、その日のうちに電話または家庭訪問で伝えるなど、不安軽減に努める。

<<いじめ対応の基本的な流れ>>



IV 組織的な指導・支援

被害児童及び加害児童の指導・支援については、対応班を組織し、相互の担当で連携して対応していく。また、対応班は必要に応じていじめ対応の組織の開催を要望し、情報共有を行うとともに、指導方針等について指示を受ける。

(1) 被害児童への支援

- 今後の対応について、本人の要望を十分考慮して支援していく。
※謝罪受け入れの意思、加害児童との付き合い方、教室環境への配慮等
- 本人の不安（疎外感、孤立感等）の払拭に努め、教職員等が支えることを約束する。
- 定期的な面談の実施を確認
※週1回程度から始め、状況に応じて間隔を空けていく。
- 教育相談担当やスクールカウンセラー等による心のケア

◆留意事項

- ① 状況に応じて、被害児童、通報者を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

(2) 被害児童の保護者への対応

- 経緯の説明（事実のみを正確に伝える）
※家庭訪問等、対面で伝えた方がよい場合は、電話で了解を得る
※被害児童が複数の場合は、学校で説明することを検討する
- 今後の対応について、要望を聞き取る
※謝罪の場の設定、定期的な電話連絡等

◆留意事項

- ① 不安や心配を抱かせたことに対し、学校として謝罪をする。
「心配をお掛けし、申し訳ありませんでした。」
- ② 学校の対応方針をしっかりと伝え、理解を得た上で、協力を依頼する。
- ③ 家庭訪問は複数の職員で対応する。また、電話や家庭訪問した際の記録を残す。
(記録：時間、対応した相手、主な内容等)

<<いじめ対応の基本的な流れ>>



(3) 加害児童への指導・支援

再発防止に向けた指導・支援を心がける

- 自己の問題点に気づかせる指導を心がける。
毅然とした指導とともに、できるだけ本人に発言させ、対話的に指導する。
- 本人なりの解決策を考えさせ、解決に向けた支援をしていく姿勢を伝える。
- 今後の生活に向けた目標・決意を持たせる。
- 定期的な面談の実施を確認
※週1回程度から始め、状況に応じて間隔を空けていく。

◆留意事項

- ① 叱責や説諭にとどまらず、振り返りの時間を計画的に積み重ね、真に反省に至るよう粘り強く指導する。
- ② 加害児童の置かれた環境や人間関係等、背景の理解に努め、加害児童の心情も理解した上で指導する。
- ③ 加害児童の言動をしっかりと見極め、形式的な謝罪にならないよう粘り強く説諭する。

(4) 加害児童の保護者への対応

- 経緯の説明（事実のみを正確に伝える）
※家庭訪問等、対面で伝えた方がよい場合は、電話で了解を得る
※加害児童が複数の場合は、学校で説明することも検討する
- 今後の対応について、要望を聞き取る
※謝罪の場の設定、定期的な電話連絡等

◆留意事項

- ① 軽微ないじめほど、保護者の納得を得られない場合がある。説明する際に「法に照らし、いじめであるかどうか」という議論に陥らないよう配慮する。あくまでも、その行為が「他者を傷つけている」という点に焦点を当て説明する。
※こうした状況を避けるためには、年度始めに「学校のいじめ防止対策」について丁寧に説明しておくことが重要である。
- ② 保護者としての怒り、失望、自責の念が生じることを理解する。保護者の気持ちが追い詰められると、防衛的あるいは攻撃的な態度となることがある。子どものよさや今後の変容への期待を伝えたり、保護者の苦労や努力を認めたりしつつ対応していく。
特に、加害児童がいじめの事実を認めていない場合には、主観的な推測を挟まず、相互の事実認識を正確に伝える。

<<いじめ対応の基本的な流れ>>



(5) 周囲の児童への対応

- 被害児童や保護者の意向を確認して対応する
- 観衆や傍観した児童に対して、問題の関係者として事実を受け止めさせる
- 再発防止に向け、今後の対応を教師と児童で共有する

● 好ましくない対応

中には心を痛めながらも傍観者の立場にいた者もある。なぜ先生は気づかないのかと感じていた者もいるかもしれない。そのような中で、教師の指導が正義をふりかざすような表面的な説諭や感情的な主張に終始すれば、禁止的な指導としか映らず、結果的に子どもの心に届かなかったり、子ども自身の主体的な問題解決能力につながらなかつたりする。

● 学級全体の問題とすることが不適当な場合

- ・本人の秘密にしたい事象が明かされ、孤立が深まるおそれがある場合
- ・学級内の信頼関係、学級の自浄能力が不十分で、問題の解決にとって効果がないと考えられる場合
- ・本人や保護者が学校や担任に不信感を抱いている場合

いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

- ① 被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定します。
- ② いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
被害児童本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する必要があります。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保しなければなりません。

※「解消」を急ぐことなく、組織的に十分な見守り等の支援を続けることが大切です。例えば、同じ集団の中でいじめが潜在化し、ターゲットが変わりながら継続することも考えられます。